

## 2021年（令和3年）第9回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）8月16日（月）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）8月16日（月）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）8月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 東棟3階 302会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男 5番 寶諸 孝也 7番 岡本 卓也  
9番 石井 洋子 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 13番 山本 明  
15番 谷本 耕造  
以上 9名
- 8 欠席委員  
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 6番 谷邊 博人 8番 小林 輝仁  
12番 河村 昇 14番 須藤 薫雄  
以上 6名
- 9 その他の出席者  
0名
- 10 事務局出席職員  
事務局長 宮谷 誘治 事務局次長 瀧川 滋雄  
事務局 三好 千鶴  
以上3名

# 1 1 議事内容

午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第9回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、谷邊会長が所要のため、欠席ですので谷本会長職務代理者に会議の進行をお願いします。</p>
職務代理	<p>— 開会挨拶 —</p>
議長	<p>それでは、会議規則第3条及び第12条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち、出席委員9名、欠席委員6名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号7番岡本卓也委員と議席番号11番下江京子委員をお願いします。</p>
議長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第9回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。</p> <p>議案書（別冊）8ページ19番が取下げ。</p> <p>同じく、8ページ21番の地種欄の「第2種」を「第3種」に訂正。</p> <p>次に、9ページ6番の備考欄に「農振」を追記。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委員 3番 土屋	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、8月24日午前8時35分からの現地調査に続き、午前11時30分から市役所東棟3階302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中6名の出席により、議案第1号1件、議案第3号9件、議案第4</p>

	<p>号1件, 合計11件について審議しました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。</p> <p>1番は, 駅家町の渡人から御幸町の受人が持分の贈与で, その筆全部を所有するものです。</p> <p>場所は, 中国中央病院から南東へ250mです。</p> <p>受人及び申請農地, 営農計画に問題なく, 必要な農機具も確保されており, 下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>西部地区の審議内容について, 報告します。</p> <p>西部地区では, 8月25日の午後1時20分からの現地調査に続き, 午後4時から市役所東棟3階302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により, 議案第1号4件, 議案第2号1件, 議案第3号1件, 議案第4号2件, 議案第5号2件, 合計10件について審議しました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から5番について報告します。</p> <p>2番と3番は関連案件です。</p> <p>赤坂町の申請人2人が所有する互いの農地について, 所有権を交換するものです。</p> <p>次に, 4番と5番も関連案件です。</p> <p>田尻町の受人が, 同町の渡人2人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け, 新規就農するものです。</p> <p>いずれも, 受人及び申請農地, 営農計画に問題はなく, 許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡本	<p>それでは, 松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では, 8月25日, 午前8時50分から関係者により現地調査を行い, 午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中5名の出席により, 議案第1号4件, 議案第3号3件, 議案第4号1件, 合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決</p>

	<p>定について」の6番から9番について報告します。</p> <p>6番と7番は関連案件です。本郷町の受人が、6番で松永町の渡人から、7番で本郷町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。</p> <p>8番は、今津町の受人が、同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>9番は、藤江町の受人が、柳津町の渡人から、借入地の所有権を取得するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、8月25日の午後1時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名のうち8名の出席により、議案第1号2件、議案第3号5件、議案第4号3件の合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの10番と11番について報告をします。</p> <p>10番は、芦田町の譲受人が、山口市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、神辺町の譲受人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番について報告します。 瀬戸町の申請人が、申請地にて宅地を拡張するものです。 既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。 場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約 6 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号の 1 番は第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が 1 0 ヘクタール未満であると認められるため第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められ

	<p>ます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 3 番 土屋	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4頁1番から5頁9番について報告します。</p> <p>1番は、春日町の渡人から南蔵王町の受人が、申請地を使用貸借して、住宅を建築するものです。場所は、春日小学校の北東1, 400メートルです。</p> <p>2番は、坪生町の渡人から、明神町の受人である法人が申請地を譲受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、坪生小学校の北東, 2, 000メートルです。</p> <p>3番は、坪生町の渡人から、奈良津町の受人である法人が申請地を譲受け、太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、坪生小学校の北東, 1, 800メートルです。</p> <p>4番は、駅家町の渡人から、府中市の受人が申請地を譲受け、長屋住宅を2棟建設するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から西750mです。</p> <p>5番は、駅家町の渡人から、津之郷町の受人である法人が申請地を譲受け、建売住宅を2棟建設するものです。</p>

	<p>場所は、御幸小学校から南西750mです。</p> <p>6番は、御幸町上岩成の渡人から、御幸町森脇の受人である法人が申請地を譲受け、建売住宅を4棟建設するものです。</p> <p>場所は、中国中央病院から北西230mです。</p> <p>7番は、御幸町の渡人から、新涯町の受人が申請地を譲受け、共同住宅を1棟建設するものです。</p> <p>場所は、中国中央病院から西140mです。</p> <p>8番と9番は関連案件です。8番は御幸町下岩成の渡人から、9番は神辺町の渡人から、いずれも御幸町森脇の受人である法人が2筆併せた申請地を譲受け、建売住宅7棟建設するものです。</p> <p>場所は、中国中央病院から南東700mです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10番について報告します。</p> <p>新涯町の法人が、瀬戸町の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、瀬戸コミュニティセンターの北東、約400メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7 番 岡本	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、11番から13番について報告します。</p> <p>11番は、神村町の宗教法人が、同町の渡人から譲受け、露天駐車場を設置するものです。場所は、松永高校から西へ約360メートルのところですか。</p> <p>12番は、11番と同じ神村町の宗教法人が、宮前町一丁目の渡人から譲受け、墓地への里道の拡幅をするものです。松永高校から西へ約370メートルのところですか。</p> <p>13番は、金江町の受人が、祖父である同町の渡人と使用貸借権を設定し、農家住宅の離れを建設するものです。場所は、新池から、南へ約110メートルのところですか。</p> <p>なお、建築のための手続きを進める中で、平成5年に許可を受けて建築した母</p>

	<p>屋の位置がズレており、農地にハミ出していることが判明したため、併せて整理するものです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊7ページの14番から8ページの18番について報告します。</p> <p>14番は、大阪市中央区の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、福相小学校の北東、約200メートルのところですか。</p> <p>15番は、加茂町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の南東、約450メートルのところですか。</p> <p>16番は、神石郡神石高原町の譲受人である親子3人が、加茂町の譲渡人から申請地を譲受け、それぞれの住宅を3棟建築するものです。場所は、加茂小学校の東、約100メートルのところですか。</p> <p>17番は、駅家町の借受人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、服部公民館の北、約1.2キロメートルのところですか。</p> <p>18番は、駅家町の借受人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、服部公民館の北、約1.2キロメートルのところですか。</p> <p>なお、17番と18番は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p> <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、8月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第3号3件について、審議しました。</p>



	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」8ページ20番から22番について報告します。</p> <p>20番は、西深津町で不動産業を営む法人が、廿日市市の譲渡人から、川北の田1筆1,841㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅6棟を建築供給するものです。</p> <p>21番は、東深津町で不動産業を営む法人が、横浜市の譲渡人外1人から、湯野の田1筆420㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅2棟を建築供給するものです。</p> <p>22番は、西深津町の譲受人が、湯野の譲渡人から、湯野の田2筆合計340㎡を譲り受けて、住宅を建築するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の13番は、平成18年度から平成21年度にかけて、藁江大新田地区として新農業水利システム保全対策事業で整備された第1種農地です。</p> <p>10番は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であると認められるため第2種農地として判断されます。</p> <p>21番は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「13番」は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第3号の「13番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第3号の「13番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 3 番 土屋	<p>議案第4号「非農地証明について」の9頁1番について報告します。</p> <p>1番は，東京都大田区の申請人で，1976年（昭和51年）から露天駐車場として利用しております。</p> <p>場所は，城東中学校から北へ300mです。</p> <p>現地調査をしましたが，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番と3番について報告します。</p> <p>2番は，瀬戸町の申請人が，昭和42年11月から住宅敷地として利用し，現在に至っております。</p> <p>場所は，瀬戸コミュニティセンターの北東，約700メートルです。</p> <p>3番は，赤坂町の申請人が，昭和41年頃から倉庫，事務所敷地として利用し，現在に至っております。</p> <p>場所は，赤坂小学校の至近です。</p> <p>なお，3番は，農振農用地区域内の農地ではありますが，担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが，いずれも，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

委員 7番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の4番について報告します。</p> <p>4番は、柳津町の申請人が、昭和53年頃から住宅への住宅敷地として使用していたものです。場所は、郷頭池跡地の西側隣接地です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委員 10番 安原	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊9ページの5番から7番について報告します。</p> <p>5番は、千田町四丁目の申請人が、昭和45年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、有磨小学校の南西、約3.2キロメートルのところですか。</p> <p>6番は、芦田町の申請人が、昭和44年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。</p> <p>場所は、福相小学校の南、約500メートルのところですか。</p> <p>7番は、駅家町の申請人が、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>場所は、加茂支所の北西、約5キロメートルのところですか。</p> <p>なお、5番から7番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>これより質疑に入ります。</p>
	<p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>
	<p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定しま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>次に，議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は箕島町の相続人である子が，同町の申請地の畑 2筆 1，833㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p> <p>2番は箕島町の相続人である子が，同町の申請地の畑 1筆 1，968㎡を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。</p> <p>いずれも申請農地は耕作されており，農地として適正に管理されています。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第5号について，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の11ページと12ページの「農地法第3条の3第1項の規</p>

	<p>定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、14件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、13ページと14ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、15ページから22ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条9件、5条45件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、23ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、24ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、25ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、26ページと27ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、6件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第9回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は9月30日開催の予定です。</p>
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午前11時00分閉会